

令和元年度 「前期工事監査」における担当部署等一覧（意見）

No	表題	担当部署	対応状況			公表日
			措置済み	検討中	措置しない	
1	学校の施設整備について	教育委員会施設課 防災危機管理室	○			令和3年1月27日

令和元年度 「前期工事監査」における対応状況等一覧（意見）

No	意見内容	担当部署	対応状況			理由・内容等
			措置済み	検討中	措置しない	
1	<p>教育委員会は、学校の教育環境を改善するために昇降機の設置を進めているが、長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年3月21日長崎県条例第9号）第12条及び同条例施行規則（平成9年8月12日長崎県規則第36号）第4条で定める別表第5により、学校が注意喚起用床材等の整備基準から除かれているため注意喚起用床材等を設置していない。</p> <p>しかし、条例の整備基準から除かれているから設置しない判断をするのではなく、現場に応じて注意喚起用床材等の設置は必要ないかを検討してから判断をする必要があると思われる。</p> <p>また、避難所となる学校についても、注意喚起用床材等の設置や停電時の対策など利用形態に応じた対応を防災危機管理室と連携し、避難所として必要な機能や設備を備える施設として整備することが望まれる。</p>	<p>教育委員会施設課 防災危機管理室</p>	○			<p>学校施設を整備する際は、注意喚起用床材等を含む必要な表示について、条例を確認するだけでなく、現場に応じて、設置の判断をすることが必要である。</p> <p>今後の学校施設整備においては、工事の設計・施工管理を行う建築部と連携を密にし、かつ、学校の意見も聴きながら、現場に応じて判断する。</p> <p>また、学校が避難所としての機能も有することから、建て替えの際は防災危機管理室と協議を行っているが、今後も協議を重ねながら、学校生活だけでなく、避難所として必要な機能を備えることも考慮しながら、学校施設整備を行う。</p>